

## 公募制米国大学奨学金(合格型) 応募要項

柳井正財団は、志や情熱を持った学生がグローバルな水準で高度な知見を身に付けると同時に、お互いが知的につながり才能を活かし高めあうことを支援します。

将来、柳井正財団奨学生が使命感を持って社会の様々な分野をリードし、財団と共により良い社会を実現し次世代へ継承していくことを期待します。

### 1. 応募資格・条件

本奨学金プログラムに応募するためには、以下の(1)～(8)の全てを満たす必要があります。なお、当財団は、応募者が以下の(1)～(8)の全てを満たしているかについて、当財団が指定する書類・資料の提出を求めることができ、当財団の自由な裁量により判断することができるものとします。

- (1) 将来、グローバルな知見を持って各分野をリードし、日本社会の発展に貢献し得る資質を持つ者
- (2) 在学期間中を通じて日本国籍を有する者
- (3) 国内の他の給付型奨学金を受給していない者。但し、国内外の返済義務のある奨学金、海外の給付型奨学金、奨学金に該当しない用途の支援金等(研究助成金、起業資金、行政による一時交付金等)との併給は可とします。
- (4) 当財団の奨学金を4年間受給することに合意した者
- (5) 当財団が企画する広報活動、コミュニティ構築等に協力することが出来る者
- (6) 本奨学金プログラムの対象大学に入学できる学力、資質等を備え、原則20歳以下で2020年9月以降に高校を卒業し、2021年9月の入学を目指す者
- (7) 本奨学金プログラムへの出願時点で、語学試験として原則TOEFLまたはIELTS等、及び、学力試験として原則SAT、ACTまたはIB等のスコアを保持している者  
※スコアを保持していない場合もご応募いただけます。
- (8) 本プログラムに応募した学生の世帯構成員による家計支持者の所得が2019年度(2018年分)と2020年度(2019年分)の各年度において以下の基準(a)を満たす者。所得金額については、以下の提出書類(b)の金額で判断を行います。

(a). 基準 家計支持者の所得が2,400万円以下

(b). 提出書類 最終面接終了後に下記の書類を提出して下さい。

日本居住者：2019年度(2018年分)と2020年度(2019年分)の課税証明書

海外永住者：2018年分と2019年分の年収と所得が確認できる書類

(例：米国の場合はFORM1040)

海外駐在者：下記①と②に記載の書類

① 2018年分と2019年分の申告書及び勤務先が発行する年収の証明書(会社の印鑑が押印されている証明書)。海外赴任により、海外勤務手当等が加算されてい

る場合は、海外勤務手当等を除き、日本で働いた場合の 2018 年分と 2019 年分の各年分の年収証明書

② 2018 年と 2019 年において給与以外の収入がある場合は、その収入が確認できる書類と念書。給与以外に収入がない場合は、その旨を記載した念書

※家計支持者とは、応募者の学費や生活費を負担する人のことを意味し、例えばご両親が該当いたします。

※応募時に資料の提出は求めませんが、最終面接前に課税証明書やパスポート等、上記の応募資格・条件を満たしているかを確認できる書類を提出いただきます。書類取得に時間が必要なものもございますので、事前にご準備をしていただけますようお願い致します。

## 2. 対象大学

### (1) 対象大学

別紙 第 5 期対象大学一覧を参照のこと。

### (2) 他大学への転入について

入学した大学を卒業することを原則とするが、学業を深めるために他の大学に転入を希望する場合は、必ず事前に当財団に連絡し相談すること。転入した場合の奨学金等の継続については、当財団が判断します。

## 3. 奨学金等の概要

### (1) 募集人員

米国大学、英国大学合わせて 20 名程度/年間

### (2) 本奨学金の支給額等

奨学生 1 名当たり年間 US\$95,000 を上限とし、当財団が大学ごとに必要な費用（授業料、寮費、保険料）を算出し 4 年間支給します。支給額の内訳と詳細は以下（ア）（イ）（ウ）とし、（ア）（イ）の支給額の合計は年間 US\$80,000 を上限とします。

（ア）授業料と寮費（Room and Board）は、就学のために大学から請求される金額とする。夏休み等の長期休暇期間中の追加の寮費は対象としません。

（イ）保険料は、年間 US\$4,000 を上限とする。上限を超えた金額については奨学生の負担とします。

（ウ）学習・研究・生活支援金として別途年間 US\$15,000 を支給します。なお、国内外の金融機関等で発生する費用は奨学生の負担とします。

### (3) 支給期間

本奨学金等の給付期間は、大学卒業までの通算4年間とします。

- ① 大学卒業時期は、入学年次から起算して5年以内とします。休学等により卒業までの期間が5年間となる場合、休学等の期間1年分の費用について当財団は支給しません。
- ② 学期途中で休学する場合、原則既に支払われた奨学金等の金額を以って当該学期分を給付したものとします。
- ③ 大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しません。

#### (4) 奨学生の義務

- ① 奨学生は、本奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに、当財団宛てに下記に定める報告書類を提出しなければなりません。
  - (ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書（書式、内容は別途通知します）
  - (イ) その他当財団から求められる書類・資料
- ② ①に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合、奨学生は報告書類を再提出しなければなりません。
- ③ 当財団の奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。また保護者は、保護者自らの現住所、連絡先等が変更になった場合も、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。
- ④ 当財団の奨学生は、留学終了後2箇月以内に以下に定める書類を持参し、当財団に帰国報告（面談）をすることを原則とする。
  - (ア) 報告書（書式、内容は別途通知します）
  - (イ) 卒業証書（写し）

#### (5) 広報活動等について

- ① 当財団は、奨学生に対して、関連行事への参加や広報活動（動画等の提出を含みます）への協力を求めることができ、奨学生はこれに協力して下さい。
- ② 奨学生は、雑誌、新聞等による取材を受ける場合は、必要に応じて柳井正財団の奨学生であることを明らかにしてもらいます。また、奨学生は、事前又は事後に当該取材を受ける旨又は受けた旨を当財団に報告（掲載された記事の当財団への報告を含みます。）するものとします。
- ③ 奨学生は、他奨学金団体に奨学生自身の記事、写真等が掲載される可能性がある場合は、他奨学金団体に対して、当財団の奨学生であることの明示を依頼しなければなりません。

## (6) 奨学金の停止及び返還

奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当財団の自由な裁量により、未給付の本奨学金の全部又は一部の給付を停止することができることに加えて、当財団は既に支給した本奨学金の全額又は一部について、奨学生及び保護者に対して返還を求めることができ、奨学生と保護者は返還する義務を負うものとします。返還を求められた奨学生及び保護者は、返還を求められた日から起算して5年以内に返還しなければなりません。

- ① 1. 応募資格・条件(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 在籍する大学から除籍となった場合
- ③ 在籍する大学を退学となった場合
- ④ 成績不良、病気、納期までに授業料等を支払えなかった場合やその他の事由により、入学年次から起算して5年間での卒業が困難であると当財団又は大学が判断した場合
- ⑤ 当財団に提出をする(又は過去に提出をした)書類に虚偽の記載があった場合(同提出書類に関する虚偽の説明を含みます。)。または当財団に対して虚偽の説明をした場合
- ⑥ 他の国内の給付型奨学金の受給の意思表示を行った場合(なお、他の国内の給付型奨学金の応募行為を除きます。)
- ⑦ 大学に支払うべき奨学金の私的流用(大学に対して授業料等を支払わない場合も含みます。)、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑧ 2. 対象大学の(2)及び3. 奨学金等の概要の(4)の奨学生の義務を果たさない場合
- ⑨ その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財団が判断した場合
- ⑩ 前各号に準じる事由が生じた場合

## (7) 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

- ① 当財団は、当財団及び本奨学金制度に関する広報並びに卒業生も参加するコミュニティ構築活動のために、当財団、当財団が運営を委託した事業者(以下「委託先」という。)又は他の奨学生が撮影した奨学生の写真及び動画、又は奨学生が当財団の依頼を受けて作成した写真、動画、文章及び報告書等(以下、「写真等」という。)を無償で下記に掲げる媒体で使用することができ、また当財団が当該使用をするために必要な範囲内で写真等を変更、切除その他の改変をすることができるものとします。但し、奨学生本人から当財団に対して写真等の使用の中止の申し出があった場合は、当財団は、写真等を使用せず、若しくは速やかに性質上可能な限り使

- 用を中止し、又は委託先に対して使用中止を指示するものとします。
- (ア) 当財団の広報用ウェブサイト又は奨学生専用ウェブサイト
  - (イ) 広報用書面媒体（当財団パンフレット、留学専門雑誌等）
  - (ウ) 本奨学金制度に関する広報及び卒業生も参加するコミュニティ構築活動の目的に資すると当財団が判断した媒体
- ② 当財団は、奨学生の事前の承諾を得て、上記に掲げる媒体で奨学生の氏名又は経歴を無償で使用するものとします。

#### 4. 選考

##### (1) スケジュール

応募受付	<p><b>2020年12月18日（金）～2021年2月14日（日）23:59</b></p> <p>当財団の Website 上の応募フォームを上記期間開放します。</p> <p>※応募フォームに不具合が発生した場合は当財団指定のエクセルの応募フォームにて応募受付を行います。</p>
合格大学登録	<p><b>2020年12月18日（金）～2021年4月3日（土）23:59</b></p> <p>※応募者は、合格した大学が判明後、当財団の Website 上の応募フォームにて期日までに合格大学を入力ください。</p>
一次面接招聘通知	<p><b>2021年4月6日（火）18:00</b> までに、当財団の Website 上にて一次面接招聘者の登録番号（ID 番号）の掲示を行ないます。一次面接招聘者には個別に一次面接の詳細について本人宛 E メールにて通知します。</p>
一次面接	<p><b>2021年4月9日（金）・4月10日（土） 終日</b></p> <p>対象：一次面接招聘者 / 会場：東京・六本木ミッドタウン</p> <p>※オンライン面接希望者は同日にオンラインにて行います。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全ての面接をオンラインに変更する場合があります。</p>
最終面接招聘通知	<p><b>2021年4月14日（水）18:00</b> までに、当財団の Website 上にて最終面接招聘者の登録番号（ID 番号）の掲示を行ないます。最終面接招聘者には個別に最終面接の詳細について本人宛 E メールにて通知します。</p>
最終面接	<p><b>2021年4月21日（水）・4月23日（金） 終日</b></p> <p>対象：一次面接合格者 / 会場：東京・六本木ミッドタウン</p> <p>➤ 最終面接は、英語による受け答えを含みます。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全ての面接をオンラインに変更する場合があります。</p>

※選考スケジュールは、当財団の都合により変更になる場合もございます。スケジュールの変更により応募者に生じた一切の不利益に関しまして、当財団は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

## (2) 最終面接の合否通知

合否の結果は、2021年4月30日（金）までに、当財団より本人宛にEメールで通知します。（結果の理由に関するお問合せには応じかねます。）

※応募資格・条件（例えば所得制限）を満たしていない場合は、合格を取り消しとさせていただきます。

※合格の場合、当財団の定める規約等にご同意頂く必要があります。当財団の定める規約等にご同意頂けない場合には、合格を取り消しとさせていただきます。

## 5. 応募手続

本奨学金の応募に際して、以下の情報やEssayを期間内に当財団のWebsite上の応募フォームに入力すること。なお、入力する内容に関しては変更となる場合があります。

### (1) 基本情報

- ・氏名、性別、生年月日、国籍、住所
- ・連絡先（電話番号とメールアドレス）
- ・高校名、高校所在地、卒業（予定）年月
- ・家族構成（職業、勤務先、親権者居住国、世帯所得）
- ・留学経験を含む学歴（ギャップがある場合は、理由も明記すること）
- ・海外滞在歴（旅行を除く）

### (2) 出願大学/その他奨学金

- ・出願大学（日米英）
- ・出願中/受給予定のその他の奨学金
- ・希望する専攻（3つ以内）

### (3) 課題活動/趣味/資格

- ・課外活動（日本語）

学校内外で取り組んだ課外活動を最大2つまで記入してください。活動名や役職名のみならず、具体的な活動内容や自らが果たした役割、結果などをそれぞれタイトル30字以内、内容150文字以内で簡潔に記述してください。

- ・今後取り組みたい課外活動（日本語）

大学進学後に取り組みたい課外活動・趣味・スポーツ等があれば教えてください。

タイトル 30 字以内、具体的な内容 150 字以内で簡潔に記述してください。

- ・趣味 (50 字以内)
- ・資格 (50 字以内)

#### (4) エッセー

Essay #1 (日本語)

あなたの目指す将来の姿を教えてください。その際、あなたが実現したいことを具体的に書いてください。

#1-1 要約 100 字以内

#1-2 本文 400 字以内

Essay #2 (日本語)

Essay #1 で書いたことを実現するために、あなたはこれから進学する米国もしくは英国の大学で具体的に何をしたいと思っていますか。

#2-1 要約 100 字以内

#2-2 本文 400 字以内

Essay #3 (日本語)

あなたが今までの人生で最も力を入れて取り組んだことは何ですか。その中で直面した困難や課題、それをどう乗り越えたか、最終的に何を達成したか、その後あなたにどんな変化があったかも含めて、具体的に記述して下さい。800 字以内。

#### (5) 学業成績

- ・高校在学中の GPA (米国式の 4.00 満点に直したもの。ご自身で 4.00 満点に変換した場合は変換ロジックも記入すること。)
- ・スコアを保持している方は TOEFL-iBT または IELTS、及び SAT、ACT または IB のスコア

※応募後に内容を確認できる書類の提出を求める場合がございます。書類取得に時間がかかるものもございますので、事前に準備をしていただけますようお願い致します。

#### 6. 注意事項

- ・応募完了後の入力情報の変更や内容確認は受け付けません。また、入力内容に不備があった場合は選考対象外となることがあります。内容をよく確認し、入力情報を個人でも保管した上で応募を完了ください。
- ・期日後の応募は受け付けません。応募締切直前は当財団の Website へのアクセスが殺到し入力が上手く行えない場合もありますので、時間に余裕を持って応募ください。

- ・最終面接の日程の変更は受け付けません。

## お問合せ先

〒107-6231

東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

公益財団法人柳井正財団 海外奨学金プログラム担当

E-MAIL: [office@yanaitadashi-foundation.or.jp](mailto:office@yanaitadashi-foundation.or.jp)

※当財団の Website に掲載している「奨学金プログラム FAQ」にて回答させて頂いております内容につきましては、ご質問を頂きましたも回答出来かねる場合がございます。予め FAQ 内の情報をご確認ください。

以上